内閣参質二二二第四号
令和八年十月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一　殿

参議院議員奥田ふみよ君提出地方議会の傍聴環境改善に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内　閣

参議院議員奥田ふみよ君提出地方議会の傍聴環境改善に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「地方議会の傍聴の権利を保障すること」の意味するところが必ずしも明らかではないが、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百十五条第一項において、「普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する」と規定されており、普通地方公共団体の議会において、会議における議論を住民等が適切に傍聴することができるようにすることは重要であると考えている。

二及び三について

お尋ねの「地方議会の傍聴環境を整備し、傍聴者の要望を受けてそれらを改善する」ことについては、その必要性や方策について、普通地方公共団体の議会において、自主的に判断し、適切に対応すべきものと考えている。そのため、現時点において、お尋ねの「調査」の実施や「指導・支援する」ことは考えていない。

四について

お尋ねの「良好な傍聴環境」を整えるための方策は普通地方公共団体の議会によって様々であり、各議

会において地域の実情に応じて適切に対応すべきものと考えており、現時点において、お尋ねのように「国費で地方自治体を支援すべき」とは考えていない。